

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(8年5月現在の情報)

都道府県名	三重県	市町村名	南伊勢町	問合せ 窓口	(組織名) 南伊勢町役場水産農林課 (住所) 度会郡南伊勢町神前浦15番地	(電話) 0596-77-0007 (メールアドレス) suisannourin@town.minamiise.lg.jp
-------	-----	------	------	-----------	--	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

		目標		直近過去実績						備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
		令和8年度		令和7年度		令和6年度		令和5年度		
		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		
新規就農者数(必須)		2	2	1	1	1	1	1	1	
内 訳	新規参入者数	2	2	1	1	1	1	1	1	
	新規自営農業就農者数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新規雇用就農者数	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	農地取得、技術習得、資金相談等について継続して支援します。
地域と農業の紹介文	南伊勢町は熊野灘に面する典型的なリアス式海岸を有し、その海岸線を中心に町域の6割が伊勢志摩国立公園に指定されています。こうした土地風土を利用しながら、温暖な気候のもとに柑橘、水稻を基幹として、野菜、畜産等、多種多様な農産物の生産が行われています。
主な農産物	柑橘、水稻、いちご、キャベツ、青ネギ、酒米、飼料用米、畜産等
地域が求める新規就農者	主体性と意欲をもって、農業に取り組もうとする方。 地域に溶け込み、地域の農業及び集落の姿を考えられる方。

2 地域サポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導	伊勢農業協同組合、伊勢志摩地域農業改良普及センター 三重県中央農業改良普及センター	販路支援	南伊勢町役場観光商工課
農地確保支援	南伊勢町農業委員会	生活に係る支援 (住居、子育て等)	南伊勢町役場まちづくり推進課 南伊勢町役場子育て・福祉課
機械・施設等の確保支援	伊勢農業協同組合、三重県伊勢農林水産事務所 伊勢志摩地域農業改良普及センター、三重県中央農業改良普及センター、南伊勢町役場水産農林課	事務局・全体調整	南伊勢町役場水産農林課
資金相談	伊勢農業協同組合、三重県伊勢農林水産事務所 伊勢志摩地域農業改良普及センター、三重県中央農業改良普及センター、南伊勢町役場水産農林課	その他(〇〇)	
農業者による指導	認定農業者等	その他(〇〇)	

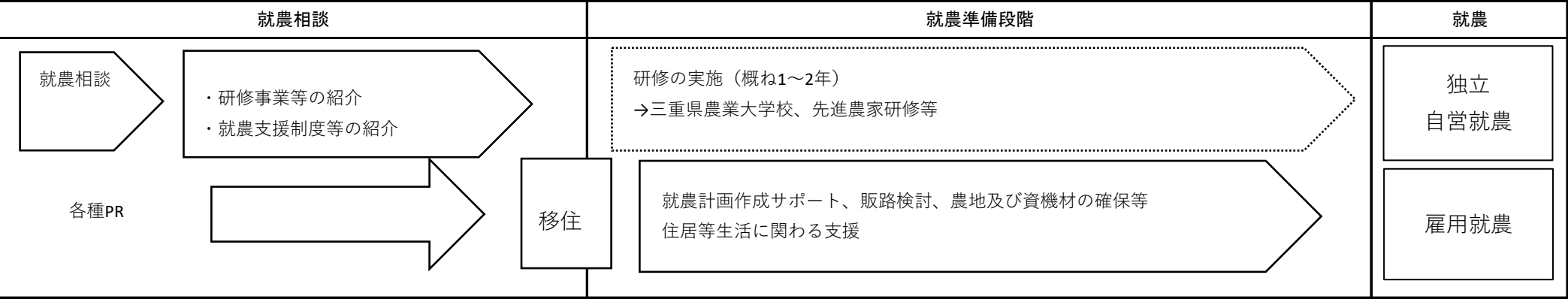
3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	・就農については、南伊勢町役場水産農林課が県と連携のもと、就農に関する支援策等を提供します。 ・移住相談については、南伊勢町役場まちづくり推進課にて新築・中古住宅取得補助や空き家バンク制度、空き家リフォーム補助等を活用し、支援します。
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	みなみいせごごち(移住・観光PRサイト)やTwitter、Instagram等で町内の情報を随時掲載しています。
	その他	町主催で「みかんの学校」を開催しており、柑橘栽培に係わる研修を行っています。
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農計画作成サポート	関係機関が連携して営農計画作成のサポートを行います。
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	・農業委員会や農地中間管理機構と連携し、農地の取得及び貸借の手続きをサポートします。 ・関係機関と連携し、有利な条件で借り受けられる資金の紹介等を行います。
	販路確保、販路開拓に向けた支援	

		生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	・住居の斡旋その他補助については、南伊勢町役場まちづくり推進課にて新築・中古住宅取得補助や空き家バンク制度、空き家リフォーム補助等を活用し、支援します。また、子どもの誕生日から起算して6ヶ月以上連続して町内に在住しており、現に町内に在住し、6ヶ月以上子どもを養育している者については、出産祝金を交付します。 ・子育て支援については、世帯の所得等に関係なく、町内に住所を有する0歳から5歳までの保育料の無償化を行っています。 ・南伊勢町役場教育委員会事務局では、高等学校及び高等専門学校に通学する生徒の保護者に対し、通学費の全額又は一部を補助する制度があります。
		その他	
就農後の定着・経営発展に向けた支援		就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	・JAや県と連携のもと、講習会等を開催し、就農状況に応じて助言を行います。 ・他産業の経営手法を習得できる研修会の場の提供をする等、支援を行います。
		規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	・農業委員会や農地中間管理機構と連携し、農地の取得及び貸借の手続きをサポートします。 ・関係機関と連携し、有利な条件で借り受けられる資金の紹介等を行います。
		販路確保、販路開拓に向けた支援	・南伊勢町役場観光商工課では、南伊勢町産品及びその生産または製造などを行う事業者で、コンセプト・独自性・主体性・信頼性・市場性・将来性に関する一定の基準に適合するものについては、南伊勢ブランドとして認定しております。また、認定されたものについて販売促進する者については、補助等を利用し、支援します。
		地元農家や地域住民との交流促進の取組	
		生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	・住居の斡旋その他補助については、南伊勢町役場まちづくり推進課にて新築・中古住宅取得補助や空き家バンク制度、空き家リフォーム補助等を活用し、支援します。また、子どもの誕生日から起算して6ヶ月以上連続して町内に在住しており、現に町内に在住し、6ヶ月以上子どもを養育している者については、出産祝金を交付します。 ・子育て支援については、世帯の所得等に関係なく、町内に住所を有する0歳から5歳までの保育料の無償化を行っています。 ・南伊勢町役場教育委員会事務局では、高等学校及び高等専門学校に通学する生徒の保護者に対し、通学費の全額又は一部を補助する制度があります。
		その他	・雇用の増加を前提として創業する事業者には、南伊勢町役場観光商工課にて創業に係る経費を補助する「雇用創出支援補助金」をご案内しています。

注:地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ(必須)



5 経営開始5年目の農業経営の目標・農業経営モデル

(1)経営開始5年目の目標(主たる従事者1人当たり)(必須)

年間所得	280 万円	年間労働時間	2000 時間
------	--------	--------	---------

(2)経営開始5年目の目標となる農業経営モデル(必須)

営農類型	品目	経営規模(a、頭数等)	収量	収支	労働力	主たる従事者1人当たり労働時間	備考
施設野菜	極早生	15 a	t/10a	売上 万円	専従 1 人	h/年	これは町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に記載している農業経営の指標の一部です。したがって、これだけではなく、他の農業経営モデルもありますので、役場までご相談ください。
	早生	40 a	t/10a	経費 万円	パート 0.5 人		
	普通	15 a	t/10a	所得 280 万円			
主な施設・機械等	不知火	10 a	t/10a				
	五ヶ所小梅	10 a	t/10a				
		棟	動力噴霧器	1 台		台	
	灌水装置	1 式	トラック	1 台		台	
	モノレール	2 台		台		台	

注: 必要に応じ

(3)その他情報(任意、自由記載)

注:必要に応じて適宜行を追加して記入してください。